

5 学 籍

◆修業年限・在学年限

本学の修業年限（卒業の要件とする在学年数）と在学年限（在学できる年数の上限）は、以下のとおりです。

＜修業年限＞

4年

＜在学年限＞

8年

※休学期間は、修業年限・在学年限に算入しません。

◆氏名、住所、電話番号等の変更

学生および保証人の住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに「身上異動届」を学生カウンターへ提出してください。

特に、学生の氏名や住所は、証明書、学位記、免許状などに使用されますので、変更があった場合は必ず「身上異動届」を提出してください。

◆休 学

疾病その他やむを得ない事由により引き続き2ヶ月以上修学することができない場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、休学しようとする日より前に、学生カウンターへ「休学願」を提出してください。学期の初めからの休学を希望する場合、新しい学期が始まる前に（前期は3月、後期は9月までに）学生カウンターへ提出してください。

＜休学期間＞

1年以内とします。

休学期間は、在学年限には算入しません。ただし、通算して4年を超えることはできません。

＜休学期間の延長＞

休学期間の延長が必要な場合は、「休学期間延長願」を提出してください。この場合の手続きも、当初の休学時に準じて行ってください。

◆復 学

休学している者が復学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、復学しようとする日より前に、学生カウンターへ「復学願」を提出してください。

◆退 学

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、退学しようとする日より前に、学生カウンターへ「退学願」を提出してください。

◆除 籍

在学年限に達した者、休学期間が通算して4年に達しても復学することができない者、授業料の未納者などは除籍されます。

なお、授業料の未納により除籍となった場合であっても授業料は免除されません。

◆懲 戒

学則その他本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした場合は、懲戒（訓告、停学、退学）となります。